北海道中標津町
「牛乳で乾杯！ミルクフォトでなかしべつを全国に発信しよう！」
フォトコンテスト　募集要項

１．開催概要

平成２６年度に全国で初めて「牛乳で乾杯条例（正式名称：中標津町牛乳消費拡大応援条例）」制定後、令和６年度に１０周年を迎えたことから「牛乳で乾杯条例」を引き続き全国の皆さんに年間を通じて、広く知っていただき、そして、更なる牛乳消費拡大に努めるべく、フォトコンテストを開催します。

応募（受付）期間は夏と冬です。各シーズンごと優秀賞２０名様に「中標津町産乳製品詰め合わせ３，０００円相当」をプレゼントいたしますので、皆さんのご応募お待ちしております。

２．募集内容

季節の風景や各種イベント、動植物、人物などと「牛乳で乾杯」していることがわかる写真であれば何でもＯＫです。

あなたのとっておきの「牛乳で乾杯」写真を希望する応募（受付）期間ごとに以下のハッシュタグをつけてＸ（旧ツイッター）やインスタグラム、フェイスブックにて投稿してください。

夏　　＃北海道中標津町牛乳で乾杯条例１０周年夏
冬　　＃北海道中標津町牛乳で乾杯条例１０周年冬

３．主催等

主催：中標津町牛乳消費拡大推進委員会
後援：中標津町農業協同組合、計根別農業協同組合

４．応募対象者

・日本国内にお住まいの方（賞品の発送先が日本国内の方）。
・Ｘ（旧ツイッター）やインスタグラム、フェイスブックのうち、どれかのアカウントをお持ちの方。
※中標津町公式のＸ（旧ツイッター）やインスタグラム、フェイスブックのフォローをお願いします。
～中標津町公式アカウント～
Ｘ（@nakashibetsu_ｔ）
Facebook（中標津町）
Instagram（nkashibetsu_i）

５．参加費

無料。ただし、応募に関する一切の費用は応募者の自己負担とします。

６．応募（受付）期間

夏：令和６年６月１日～令和６年８月３１日　（６月の牛乳月間・夏休み）
冬：令和６年１１月１日～令和７年１月３１日（冬休み・忘年会・新年会）
※１８歳未満の方は、保護者の同意を得た上で応募してください。１８歳未満の方がご応募された場合は、保護者の同意を得た上でご応募されたものとみなします。

7．賞品

当コンテストへ作品をご応募いただいた方の中から各シーズンごと優秀賞２０名様に「中標津町産乳製品詰め合わせ３，０００円相当」をプレゼントいたします。

※受賞者には中標津町公式アカウントよりダイレクトメッセージで通知しますので、賞品の送付先等を日本語で返信してください。

※当選発表は賞品の発送をもって、かえさせていただきます。

8．注意事項

・ご応募いただいた時点で、本募集要項に記載の諸条件に同意いただいたとみなします。
・自作で未発表のものとしてください。
・指定のハッシュタグをつけて投稿してください。
・応募いただいた個人情報は当該事業の目的以外は使用しません。
・応募作品の撮影機材は問いません。
・応募作品は、応募者ご本人のみにすべての権利（著作権を含みます）があるオリジナル作品に限ります。特に他のサイト、ＳＮＳ、ブログ等の画像を許可なく使用することは著作権等権利の侵害に該当する可能性がありますので、ご注意ください。また、写真に人物が写り込む場合には、事前に肖像権の許諾があるものに限ります。
・受賞の権利を譲渡・換金することはできません。
・事務局は、必要と判断した場合には、本募集要項を変更できるほか、本コンテストの適正な運用を確保するために必要なあらゆる対応をとることができるものとします。
・本コンテストに応募するにあたり、応募者は事務局の運営方法にしたがうものとし、その運営方法について一切異議を申し立てないものとします。
・応募作品に関して万一法律上の問題が生じた場合、応募者の責任及び負担において、その一切を解決するものとし、中標津町牛乳消費拡大推進委員会及び中標津町は何ら責任を負いません。
・本募集要項その他公序良俗に違反する、他の応募者に対する誹謗中傷、不利益を与える行為や、その他主催者が不適切と判断した場合、コンテストの受賞を取り消すことがあります。
・本募集要項に記載された事項以外について取り決める必要が生じた場合、主催者の判断により決定します。応募者は、その内容に同意できなかった場合は応募を撤回できますが、主催者は応募に要した一切の費用は負担いたしません。

9．問い合わせ先（中標津町牛乳消費拡大推進委員会事務局）

中標津町役場経済部農林課畜産係

電　話　０１５３－７３－３１１１（内線３７３）

メール　chikusan@nakashibetsu.jp

※本コンテストの選定基準や選考結果に関するお問い合わせは受け付けておりませんので、あらかじめご了承ください。

【『牛乳で乾杯条例』とは】

宴会などの際、牛乳で乾杯をすることにより牛乳の消費拡大を目指し制定された条例。正式名称は「中標津町牛乳消費拡大応援条例」。

２０１４年３月１３日に議会で可決され、同年４月１日より施行。全国の自治体で地酒などの乾杯条例制定が進んでいますが、牛乳は中標津町が初めて制定し、２０２４年で条例制定から１０周年を迎えました。